








■判例調査一覧(2) (墜落全般に係る事故)




資料2-4(参考2)

1. 建物側の瑕疵が「無し」と判断された事例





裁判年月日	建物用途	部位	事故パターン	事故概要	裁判所の判断			
					瑕疵の有無	理由	本判決のポイント	
1	H9.5.23	学校	その他	 人の立ち入りが想定されない高所	掃除をさぼって、校舎2階の階段近くの廊下において、同級生にプロレス技の逆エビ固めをかけて遊んでいた同級生を注意した被害者が、その同級生に追いかけられ、教室の窓から二階の底に飛び下り非常階段に渡って逃げようとして、本件窓から飛び下りる瞬間、背後から走ってきた同級生に押される形となり、被害者は勢い余って二階の底に接触することなく、8m下の地面に両足から落下して負傷した。	学校側・営造物側の瑕疵なし。	○学校側には、指導・注意をする以上に防護パイプを設置し、防護ネットを張る等の措置を採るべき義務はなく、また、同指導・注意を行っていたにもかかわらず、生徒が前記のような行動パターンをとることを予見すべき義務もない ○およそ被害者の当該営造物の通常用法に反した、設置管理者の通常予測できない行動によって事故が発生した場合は、右営造物につき設置又は管理の瑕疵を認めることはできない ○教室の床面から本件窓の棧の高さは1m11cmであって、生徒が誤って上半身を乗り出して転落するのを防止するのに十分な高さを有しており、その本来の用法に照らすと、本件窓には通常有すべき安全性に欠けるところはなかった	被害者が通常の用法に反し、設置管理者の通常予測できない行動によって事故が発生した場合は、営造物の設置管理の瑕疵を認めることはできない。
2	S40.3.24	空港	階段、手摺り	 手すりなどのすき間をすり抜ける	羽田国際空港ビル二階待合室を出て一階東京税関旅具検査場に至る階段上の踊り場の、階段降り口向かって右手の手摺りの間から、小さな子供が階下に転落負傷した。	国の営造物側に瑕疵なし。	○建築物の危険防止措置等について、法令に規定のある場合は別として、一般的には通常予想される危険の防止程度とすべきであり、公の営造物についても同様である ○その上で本件では、①事故現場・階段踊り場の手摺り空間は、縦67cm、横1m48cm、②落下した踊り場部分は、一般人の右鉄柵内部立ち入りを禁止されている、③小さな子供でも、附添者の誘導に従い当該場所に立ち入ることはない	当該踊り場は通常一般人の立ち入りが禁止されており、子どもも附添者の誘導により立ち入る危険性はなく、通常予想される危険を超えており、営造物の設置の瑕疵を認めることはできない。
3	S50.11.25	集合住宅	建具(戸)	 人の立ち入りが想定されない高所	訪問先のアパートの二階便所の非常口から外部に転落し負傷した。本件アパートは、もともと本造平家建建物であったものを二階を増築してアパートに改築したのであるが、その際、大工の助言によって二階便所の奥にそこから非常事態発生の際には外部に脱出できる非常口を設けた。非常口の戸には普段差し込みの錠が付けられているが、その錠は留め金式であるため手で操作しなにかぎり容易にはずれるようなことはなく、また、便所には夜間でも使用しやすいように60wの電球が一個付けられていた。	アパート側に瑕疵なし。	○非常口は日常その非常口に施錠し容易に外部に開かないようにしていたものであり、被告にその設置・管理の不適切の責任を負わせることはできない ○アパートの経営者は、すべての訪問者に対し便所内の非常口の存在等を周知徹底するような方法を講ずることは要求されない ○被害者は、訪問先のアパートの便所を使用するに際しては、出入口を確認することはいうに及ばず不要意に壁などに手をかけることのないよう僅かな注意を払えば不測の事故を未然に防止し得た	被害者は容易に遵守すべき注意義務を怠り、自損行為として自らその責を負い、これを便所の管理の瑕疵あるいは他人の不法行為によるものとして損害賠償の請求をすることはできない
4	S54.1.26	公共施設	その他	No Image その他	8月1日午後5時頃、大阪市有のプールに遊泳に来ていた者(14歳)が、50mプールにプールサイドから飛込んだところ、プール底部に頭を打ちつけて負傷した。	市の営造物側(プール設置者)に瑕疵なし。	○公の営造物でも、いかなる異常の事態に対して遊泳者の安全を保持すべき万全の策が講じられるものではなく、用速、利用状況等から通常予想される事態に対して安全性を欠くとき、始めて設置ないしは管理に瑕疵ありとされる ○本件プールは、①かつて五年間、飛込台をも設えた日本水泳連盟公認の競泳用プールであった、②飛込台撤去の前後を通じ、通常の遊泳に伴う飛込がなされている限りでは傷害事故等発生したことはないことを考えれば、水深や水位が一般遊泳用プールとして通常備えるべき安定性を欠くとはいえない ○本件事故の際被害者が、飛込禁止の趣旨を知りながら、監視の隙をねらって、プールサイドまで走行により勢をつけた上で、空中に高く飛上って着水する等という特異、危険な飛込方をしていることから、営造物の設置上の瑕疵はないとした ○本件プールの管理についても、①表示板による警告や監視員による注意等により、プールでの飛込事故防止のために通常必要な対策は講じていた、②被害者は14歳で、年齢相応の判断能力もあり、水深の低さから危険であるため飛込が禁止されていることを十分に承知の上で、あえて監視の隙を窺って危険な飛込をしている	本件プールは、水深や水位が一般遊泳用プールとして通常備えるべき安定性を欠くとはいえず、被害者が飛込禁止の趣旨を知りながら、監視の隙をねらって、特異、危険な飛込方をしていることから、営造物の管理(保存)に瑕疵はない。
5	S63.1.21	その他	その他	 手すりの上に腰掛ける	温泉地で、酒に酔った男性が約1.5m下の河川敷への転落防止のために設置されていた高さ40cmの丸い鉄パイプに腰かけようとして河川敷にあった荒湯桶に仰向けに転落し火傷で死亡した。	河川敷の安全策側(設置管理者)の瑕疵なし。	○防護柵の材質、高さ、形状、遊歩道の状況や立札の設置、夜間照明の実施等により、防護柵は、その本来の用法である転落防止の機能に欠けるところはなかった ○被害者は飲酒により相当酩酊した上、近くの休憩用長椅子ではなく、太さ約20cmの丸い鉄パイプが一本通っている構造の防護柵に後向きに腰掛けようとして身体の平衡を失い、後方に転落しており、転落死亡事故は、荒湯桶の設置管理者である上告人が通常予測できない被害者の行動に起因するものであった ○転落防止策としては、本件防護柵の設置をもって足りるとする以上、荒湯桶に蓋がなかったことをもって、その設置、管理について瑕疵があったとはいえない	安全等のための設備については、当該設備の通常用法に係る機能について安全性を有していればよく、通常用法に則しない行動によって発生した事故において、当該設備の設置保存に瑕疵はない。
6	S63.2.26	ホテル・旅館	建具(窓)	 窓枠が低い	観光ホテルの6階の一室において、新婚旅行のため投宿中の妻が客室の窓(手すり無し)から約18m下のコンクリート敷路面に転落して死亡した。	観光ホテル側(建物所有者・占有者)の瑕疵なし。	○本件窓については、①窓の形状(幅約20.7cm、床面からの高さ約79.3cm、窓面の大きさは縦約122cm、横約173cm)から通常予想される危険に対して安全、②窓から転落すれば一命を失うことが予見でき、利用客が転落危険行為を行わないと想定、③窓際で通常利用の限りでは、身体のバランスを崩しても、転落に至らない	手すり等の転落防止の特別の設備がなくとも、本件窓に瑕疵があるとはいえず、本件窓の構造等から本件事故がこれに起因するかは疑問であり因果関係を認めることはできない。



裁判年月日	建物用途	部位	事故パターン	事故概要	裁判所の判断			
					瑕疵の有無	理由	本判決のポイント	
7	H11.8.27	共同住宅	手摺り	 手すりにすき間がある	公営住宅に居住していた者(当時1歳)が、居室内のベッドから窓の外に出て、自宅6階バルコニー(避難路としての使用を想定)の柵のすき間から落下して死亡した。 バルコニーに出る窓には、窓の腰壁が床面から約73.5cmあり、その上に約16.6cmの間隔で、約3.4cmのパイプが二本渡してあって、上端の高さで床面より114cmの横さん型式の手すりが設置されている。	市の公営住宅側の瑕疵なし。	○公営住宅は、 ・住戸の利用は排他的かつ千差万別で、その管理等は居住者に委ねる部分がほとんど ・公営住宅と入居者との関係が密接かつ継続的であり、入居者側で危険を予知し防止措置を講ずることもある程度期待できる ○以上から、公営住宅の設置管理にあたり、通常の用法から予期せぬ事情がない限り、入居者の危険回避行動を期待し、これを前提とすることは許容されている ○その上で、本件手すり等につき、 ・建築基準に該当していた ・ベッドが足がかりとなり本件現場に落下する危険があることを被害者側も認識でき、日常生活に支障のない形でベッドの置き方等を工夫する余地もあった ・公営住宅の設置、設計にあたり窓下に足がかりとなるベッドを配置することまで考慮した危険防止措置が要請されていない	本件手すり等が建築基準に適合するから、通常の安全性を有していたとはいえないが、公営住宅の入居者には、ベッド等が危険因子とならない等、自ら危険回避行動を取ることを期待し、これを前提とすることは許容されるため、住居内の腰壁の手すりとして通常有すべき安全性を欠いていたものとは認められない。
8	H6.3.31 H5.3.14	病院	建具(窓)	 ガラスを突き破る	入院中の患者が、病院5階にある病室内の窓ガラスを自ら割って飛び降り死亡した。	病院側(建物所有者)に瑕疵なし。	○医療側には患者の自殺防止義務が課せられるが、本件では、患者に自殺行為に出る具体的現実的危険性があったとは認められない ○工作物責任について ・本件病棟のガラスは強化ガラスではないが、これは行政規制上違法とは認めがたく、また、網入りガラス使用の特段の事情もない ・自殺の切迫した危険性を有する患者は隔離室への収容及び拘束を予定 ○患者が窓ガラスを破り飛び降り自殺を図る行為は通常予想できない事態であり、万全に防止できなかった工作物責任を否定した	本件患者に自殺行為に出る危険性は認められず、また、窓ガラスを破り飛び降り自殺を図る行為は通常予想できない事態であり、病棟のガラスを強化ガラスにしなかったこと等について、病院側に瑕疵はない。

2. 建物側の瑕疵が「有り」と判断された事例

裁判年月日	建物用途	部位	事故パターン	事故概要	裁判所の判断			
					瑕疵の有無	理由	本判決のポイント	
9	H11.6.29	学校	手摺り	 人の立ち入りが想定されない高所	国立大学の学生が、同大学の校舎4階ひさしにおいてグラウンドで行われていた野球を見ていたところ、手に持っていたスケッチブックを足元の床に落としたため、その落としたスケッチブックを拾おうとしてしゃがみ込んだとき、身体のバランスを崩し、手すりの隙間から約10m下の地上に転落して受傷した。	学校側(設置管理者)に瑕疵あり。 ※過失相殺5割	○廊下から本件ひさし部分に至るガラス引き戸や本件ひさし部分の構造は、一般のベランダへの出入り口及びベランダと同様のものである ○本件建物を利用するであろう教職員及び学生が、本件ひさし部分に出てベランダとして利用することを物理的及び心理的に阻害するような状況は認められない ○本件事故当時、学生が本件ひさし部分に出ることを禁止するような措置も何らとられていない ○本件ひさし部分の本件手すり下部の開口部は、床面からの高さ71cm、幅141cmと極めて大きく、転落防止の機能として不十分 ○当時20歳で、十分な判断力、注意力を有していたと考えられる被害者においても、自らの落下防止のために注意を払うべきであったことから、原告側にも過失がある	建物としての美観等を保つために設計された設備等であっても、利用者が別の用途に利用することが予想される場合で、当該利用実態に則した安全対策等がとられていない場合には、設置管理の瑕疵にあたる。
10	S56.10.8	集合住宅	手摺り	 手すりなどの強度不足	賃借人の同居人が、居室で起床し、雨戸を開けるべく一枚目の雨戸を左側の戸袋に納め、二枚目の雨戸を開けようとした際、重心を失ってよろけ、本件居室の窓の外側に設置されていた目隠し用の手すりに触れたところ、築後20年余を経て老朽化していたことから右手すりが基部(取付部分)から外れ、そのはずみで約3.7m程下の地上に転落し負傷した。	集合住宅側(被害者及び賃借人の工作物の保存)の瑕疵あり。	○本件手すりが老朽化し脱落し易い状態であったことは、工作物の瑕疵に該当する ○しかし、土地の工作物の瑕疵により他人に損害を生じさせたときは第一次的に占有者、第二次的に所有者がその責任を負うことを定めており、第一次責任者である占有者、占有補助者は他人、被害者には該当しない(民法717条) ○本件では、①被害者は、賃借人の同居人であり占有補助者に該当すること、②被害者及び賃借人は、本件手すりに特段の補修を実施せず放置しており、被害者及び賃借人に工作物の保存に瑕疵があった	手すりの脱落は工作物の瑕疵に該当するが、第一次的に責任を負うべく占有者・占有補助者の保存の瑕疵によって被害が生じた以上、第二次責任者である所有者に対し工作物責任を求めることはできないとして、請求を棄却した。
11	S46.9.14	ホテル・旅館	建具(窓)	 窓枠が低い	ホテルに宿泊していた当時満四才のこどもが、宿泊していた部屋に隣接する階段を昇り、二階の大広間に遊びに行き、誤って窓からその腰板の上部より7.36m下の未舗装、砂利混じりの道路に転落して負傷した。	ホテル側(建物所有者・占有者)の瑕疵あり。 ※過失相殺2割。	○本件大広間及び窓につき、①大広間入口に障子があったが、開いていた、②入口・階段の昇口に別段立入禁止標識はない、③窓の硝子戸は開けられていた、④窓は、高さ(縦)が98cm、幅(横)が3.55mで、中央に柱があり、腰板の高さは40cmに過ぎないところ、腰板の上部から40cmの高さの所に手摺が設けられていたが、これは直径3cmの鉄製の棒が一本本件窓に添いこれより約24.5cm張り出して設けられているのみであった ○以上から、老人、子供を含む多数の休憩者、宿泊者が利用する温泉旅館としては、本件窓のこのような危険な状態は工作物の設置・保存に瑕疵ある場合に該当する ○被害者側の両親は、当時四才の子供と九才の兄の両名のみを放置していることから、保護、監督の義務を怠った過失があるとして、過失相殺(2割程度)している	宿泊部屋から大広間へのアクセスに係る特段の立入禁止措置や、窓からの転落防止措置は十分でなく、工作物の設置・保存に瑕疵ある場合に該当する。

裁判年月日	建物用途	部位	事故パターン	事故概要	裁判所の判断			
					瑕疵の有無	理由	本判決のポイント	
12	H4.9.1	店舗・娯楽施設等	手摺り	 手すりにすき間がある	○建物の三階にある美容室を訪れた客が、子供(2歳)を店内に設けられた育児室で遊ばせ、整髪終了後会計の際、店員と2~3分話をしている間に、子供が、踊り場の手すりの隙間から落下転落して負傷した事故。 ○踊り場に設置されていた手すりは、道路に面する幅約2.41mの部分に設置され、笠木(手すりの上の横棒)のおよそ真中に設置された手すり子(手すりの縦の棒)によって分けられた左右の部分にそれぞれ×字型の鉄製の格子が設けられており、このため、本件手すりの笠木の下には底辺約112cmないし116cm、高さ約50ないし58cmの三角形の隙間が八箇所あった。	店舗側(建物所有者)に瑕疵あり。 ※過失相殺5割。	○本件建物の三階部分は、女性を顧客とする美容室が入居することを前提に設計され、 <u>建築当初から、美容室内に子供連れの女性客が整髪してもらう間子供を遊ばせておくための育児室が設けられていた</u> ○本件美容室への通路にあたる踊り場は、母親等の保護者に連れられた幼児も通行することを予定した施設として、通常有すべき安全性が要求される ○ただし、被害者の母親には監視義務違反の過失があり、過失相殺(5割)している	本件踊り場にある手すりには、幼児が通ることのできる隙間があり、幼児も通行することを予定した施設の設置又は保存につき瑕疵がある。
13	H9.4.15	集合住宅	窓、手摺り	 手すりなどの強度不足	○建物の居室に居住していた者が、居室の和室東側窓の窓枠から手摺りがはずれ、原告は地面に転落し負傷した。 ○本件窓は、床上約40cmから開口し、開口部の幅が約170cm、高さが約140cmである。また、本件手摺の笠木と本件建物外壁との距離は13.5cmである。	集合住宅側(建物所有者)に瑕疵あり。 ※過失相殺2割。	○本件窓の形状に鑑みると、本件手摺は、本件窓から人が誤って転落するのを防止する目的で設置されたものと認められるから、 <u>本件手摺に人がもたれかかるなどの荷重がかかることは通常予想される</u> ○本件手すりは、窓枠と手摺の接合部分の強度は、厚さ約1mmのアルミ板である本件サッシに深さ0.25mmのねじ山をつけるだけで本件手摺を設置したために、強度が不足し、 <u>転落を防止するには不十分であり、本件手摺の設置ないし保存状況は、転落防止の目的において通常有すべき安全性に欠けていたとして、所有者に工作物責任を認めた</u> ○ただし、被害者側にも窓枠に腰掛けるなどの過失があると認め、過失相殺(2割)している。	窓の形状から、手摺に人がもたれかかり荷重がかかることは通常予想されるが、本件手すりは強度が不足し、転落を防止するには不十分であり、通常有すべき安全性に欠けていたとして、所有者に工作物責任を認めた。
14	S47.7.28	ホテル・旅館	建具(窓)	 窓枠が低い	○ホテルの室内で宿泊客の子供(2歳)が、遊んでいるうちに誤って窓から約3.5m下の一階廊下屋根の上に転落し、このため左頭頂部陥凹骨折の傷害を負った。 ○事故があった部屋は、窓は一か所にのみ存在したこと、窓がまち巾は38cmあって、その内側から17cmのところから8cm巾でアルミサッシの戸が取り付けられていたこと、窓の外側には木製の網戸がはめこまれていたが、この網戸は虫よけのための設備であって容易に取りはずしができ、人の転落を防止する機能を有するものではなかったこと、ほかに手摺その他の人の転落を防止するための設備は何も施されていないこと、部屋の窓際にはテーブル一つと椅子二つが置かれていたことが認められている。	ホテル側(建物所有者・占有者)の瑕疵あり。 ※過失相殺3割。	○旅館の建物は、不特定の顧客が常時利用する施設であり、その占有者は、建物の構造・機能につき、危険のないよう十分な配慮が必要で、 <u>容易に転落を生ずるおそれのない位置(床面からの高さを十分にとった位置)に窓を設けるか、低い位置に設ける場合には手摺その他の転落を防止するための設備を設けることを要する</u> ○その上で、本件は、①窓がまちは床面から50cmの位置にあるが手摺等の転落防止措置がない、②この状態では、窓がまち巾が38cmあったことを考慮しても、成人の客が過って転落し、または幼児が椅子やテーブルから窓がまちにのり移って転落するおそれが多分にあった ○本件建物が建築関係法規に適合した建物であり、かつ50cmの高さで窓を設置した例が他にあったとしても、 <u>室の窓の設備には瑕疵があり、ひいては工作物である本件建物の設置につき瑕疵があった</u> ○ただし、被害者両親には監護義務者の過失があり、過失相殺(3割)とした	本件建物には、窓の転落防止に係る工作物の設置に関する瑕疵があり、原告は瑕疵により傷害を負ったのであるから、被告はその占有者として、被害者に対し損害を賠償する義務がある。
15	H13.12.3	事務所	その他	 人の立ち入りが想定される高所	会社の従業員であった原告が、会社の営業所の2階に開口していた穴(2階は倉庫であり、商品等を鉄製の荷物乗せ台に乗せて1階から2階へ搬入するために縦幅88.5cm、横幅1m28cmの開口部が設けられている)から1階に転落して負傷した事故。	事務所側の瑕疵あり。 ※過失相殺2割。	○被害者は、営業所2階の本件開口部付近に赴くことができるといふべきところ、本件事故当時の本件開口部付近の状況は、 <u>本件乗せ台を使用していないときにはこれを視認することができず、人がこれに気付かずに、段ボールに乗ってしまつて落下する危険性が具体的に存する</u> ○営業所を設置・管理している会社側は、本件事故当時、①本件開口部にクレーン非作動時に堅牢な蓋をする等の設備を施して人の落下を防ぐ、②被害者に対し、本件開口部の存在及び本件開口部が段ボールで塞がれている状態であることを具体的に説明し、 <u>本件開口部から転落する危険から身を守る具体的指示を原告にすべき義務</u> を負っていないにもかかわらず、いづれもなされていない ○ただし、被害者側にも過失があり、過失相殺(2割)としている。	被害者は、本件乗せ台非使用時にはこれを視認できず、これに気付かず段ボールに乗り落下する危険性があるにもかかわらず、開口部にクレーン非作動時に堅牢な蓋をする、又は転落する危険から身を守る具体的指示等がなされおらず、安全配慮義務違反の瑕疵があるとし、会社の賠償責任を認めた。
16	H20.9.19	公共施設(噴水施設)	その他	No Image その他	当時小学校2年生の子が、地方公共団体が設置・管理する公園内の噴水施設で遊んでいる際に本件噴水施設に設置されているオブジェから転落して死亡した。	市の施設側(施設設置管理者)に瑕疵あり。 過失相殺5割。	○本件噴水施設の設置当初から、子供が本件噴水施設の本件各オブジェに登り、そこから飛び降りるなどして遊ぶことは十分予見される状況であった ○本件各オブジェの中には約1m70cm等の高さのものがある ○過去に別な男児が転落して頭部を打撲している事故があった ○本件噴水施設への物理的な接近防止措置を講じるなどせず、 <u>新たな看板の設置という対策にとどまっていた</u> ○本件事故当時、Aは小学2年生であり、原告X2から遊ばないよう注意を受けており、A自身の過失は大きい。また、本件事故当時付き添っていた母親もAから目を離したことなどの過失がある	当該施設の目的が遊び場等ではなくても、実際に児童等が遊んでいることを認識し、危険が予見可能である場合には、物理的な接近防止措置を講じないと設置管理に瑕疵があると評価され、注意喚起の看板の設置だけでは安全性確保措置としては不十分である。
17	S57.5.17	工場・倉庫等	その他	 屋根を踏み抜く	子供(当時11才)が、被告会社の工場建物の屋根のスレート板から転落して死亡した。	工場建物側(工場経営者)に瑕疵あり。 ※過失相殺9割。	○本件建物及び屋根は、①増改築に際し古材を用いたものもある、②各屋根はトタン葺や石綿スレート小波板葺であり、 <u>人の歩行により踏破等の危険のおそれがある</u> 、③子供たちが建物屋根に登って遊ぶことがしばしばあり、その都度近隣の人や会社の従業員らから屋根に上らないよう制止されたことがある ○ただし、被害者側の過失を認め、過失相殺(9割)した	屋根材等が、人の歩行に危険のおそれがあるところ、注意喚起を含めて安全措置を講じないことは工作物の瑕疵がある。

裁判年月日	建物用途	部位	事故パターン	事故概要	裁判所の判断			
					瑕疵の有無	理由	本判決のポイント	
18	S43.8.28	店舗・娯楽施設等	建具(窓)	 窓枠が低い	大学四年生が居酒屋において学友21名と共に懇親パーティを開催中、居酒屋の二階座敷の窓から表通りのアスファルト路上に転落し、死亡した。居酒屋の二階座敷の窓は、床上37cmの高さであるにもかかわらず、手摺り(窓柵)がなかった。	店舗側(居酒屋経営者)に瑕疵あり。 ※過失相殺5割。	○一般に飲食店においてアルコール類を供する場合、飲食店の経営管理に当るものは、顧客の中には飲酒のため通常の場合より運動能力、注意力等が減退した者等の動作上の危険を防止すべき設備を講じておくべき ○本件の窓は床から36cmで、そのままアスファルト道路に面しており、酔客の動作する二階座敷の窓としては転落の危険性があり、窓の高度は安全性を欠いており、所有者・占有者である居酒屋経営者には、工作物の設置に瑕疵があると認定した ○なお、居酒屋経営者は、事故発生二日後、窓に横270cm縦47cmの鉄製の手摺りを取付けた ○被害者自らも窓からの転落に注意する義務があるとして、過失相殺(5割)している	アルコール類を供する飲食店における窓の高度について、手摺りのない状態では安全性を欠いており、居酒屋経営者には、工作物の設置に瑕疵がある。
19	S50.6.25	病院	階段、手すり	 手すりにすき間がある	母親と子供2名(当時1歳11月、当時3月)が感冒の診察を受けさせるため病院へ来院していたところ、下の子にミルクを飲ませている隙に、上の子供が廊下へ出て階段で遊んでいるうち、右階段の上から二、三段目付近隙間から身を乗り出して下をのぞくなどしたところ、重心を失い、その直下約3.4mの一階床面に墜落し死亡した。 階段手すりには縦が最大45cm、最小21cm、横が84cmのカギ型の直線によって囲まれた不整形の空間があり、各階とも吹き抜けの構造で防護網等は設置されてなく、床面は合成樹脂フローリングタイル張りであり滑り易い状態であった。	病院側(病院設置者)に瑕疵あり。 ※過失相殺5割。	○営造物の設置及び管理の瑕疵は、法令の規定に従っていれば済むものではなく、また階段本来の用途、目的の見地からのみ判断されるものでもなく、通常予想される危険の発生防止に足りる性質、構造を備えているか否かにより判断されなければならない ○本件階段は多数の幼児が本来用途に利用する他、順番を待つ幼児が監護者の目を離れ階段で遊び、手摺りの隙間から下をのぞき、身を乗り出すことや、幼児がバランスを失って隙間から下へ転落することもまた容易に予測される ○ただし、被害者側の過失も認め、過失相殺(5割)している	幼児が手摺りの隙間から転落するのを防止する措置等に不備があり、階段及び手摺りの設置・管理に瑕疵がある。
20	S54.3.14	ホテル・旅館	その他	 人の立ち入りが想定される高所	観光ホテルの入浴客が8階大浴場の窓からベランダに出たところ、ベランダから転落して死亡した。	ホテル側(ホテル経営者)に瑕疵あり。 ※過失相殺5割。	○飲酒した入浴客を含む多数が利用する温泉旅館等の窓及びベランダは、飲酒した行動等を前提に、安全性が確保されるべき ○本件窓及びベランダは、 ・窓は開閉が可能であり、かつ設置された横柵は簡単にベランダに出られる構造であった ・ベランダの南西隅床面には上方に向け照明灯が一個設置されているが、ベランダには他に転落防止設備は設けられていなかった ・当時浴室にベランダへの立入禁止標識は設置されず、更に窓は約50cm位開いていた ・浴室とベランダの構造、及びベランダの照明等により、ベランダが平家建物の縁側のような錯覚が生じ、八階という高度による恐怖感がない ・したがって、飲酒した入浴客等がベランダに出るおそれがあり、しかも一旦入浴客がベランダに出るとベランダの西側端のコンクリート壁の高さは約0.4mにすぎず、人体の重心よりはるかに低いため転落する危険があった ○ただし、被害者も通常の人の出入口でない窓から前示のような危険なベランダに出て、危険度の高いベランダ西側端付近に至った過失がある	温泉旅館等の窓及びベランダは、飲酒した行動等を前提に、安全性が確保されるべきところであるが、窓及びベランダに転落防止設備、立入禁止措置及び高所による危険喚起がなく、工作物の設置・保存に瑕疵がある。
21	S62.1.16	店舗・娯楽施設等	建具(窓)	 窓枠が低い	居酒屋で仲間と飲食をしていた大学生(当時3年生)が、仲間と写真撮影の後、テーブルの方に向き直らずに後ろ向きのまま左足でテーブルを跨いで自分の席に帰ろうとしたが、跨いだ瞬間体のバランスを失ってよろめき、約40cmの広さに開いていた本件窓から道路に転落し死亡した。 本件店舗はビルの三階にあり、太郎が転落した窓(以下本件窓という。)は、道路に面していて、床から約40cmしかない腰壁に設置され、手すり等の防護設備は何らなされていなかったこと、本件窓は自由に開閉できる状態にあり、常にカーテンがしてあった。	店舗側(居酒屋経営者)に瑕疵あり。 ※過失相殺5割。	○本件店舗は、 ・営業時間から二次会、三次会の場所として利用する客も多く、酩酊した客もいることは当然に予想された ・本件窓を換気のために開ける酔客もありうることも予想できた ・本件窓には、手すり等の転落防止措置が執られていなかった ○ただし、被害者にも、酒の影響による注意力、判断力、運動能力の低下が認められ、かつ、実際の行動も酔客の一般的傾向から大きく外れるものであった過失がある	本件窓は、大人の膝の高さの位置に開口しており、酔客が転落する危険を有しており、転落防止措置等がない以上、本件窓を含む本件店舗にはその設置・保存に瑕疵がある。
22	H19.3.20	共同住宅	建具(窓)	 窓枠が低い	洗濯物を干すときには、2階の窓(窓までの腰高は約73cmで、手すりなし)の外に取り付けてあった竿受け金具に物干し竿を渡し、その竿に干していたところである。被害者は、洗濯物を干している時に本件窓から転落し、死亡した。	共同住宅側(建物所有者)に瑕疵あり。 ※過失相殺9割。	○本件窓の腰高は(建築基準法の)基準の範囲内であり、また、採光、通風、居室の開放感等の見地から窓の腰高を余り高くすることはできず、相当でもないものである。よって、約73cmという窓の腰高自体を瑕疵とみなすことはできず、欠陥とはいえない ○本件窓を洗濯物を干すために利用し、竿受け金具が錆び付いて伸縮不可な状況から、身体を戸外に伸び出す姿勢を取ることになるので、竿受けに設置した物干し竿に洗濯物を干すには一定程度の危険性があったことから、窓の外に手すり等を設置して、転落防止に備えるべきであり、窓に手すりや柵等が設置されていなかったことは、転落防止の観点から安全性が不十分であったことから、本件窓の設置・保存の瑕疵の存在を認めた ○ただし、被害者にも重大な過失があったとして、過失相殺をしている	建築基準法に準拠したものであっても、具体的な事情から、手摺りの設置等により高度な安全性確保措置を講じられていないことが工作物の瑕疵に当たる。

裁判年月日	建物用途	部位	事故パターン	事故概要	裁判所の判断		
					瑕疵の有無	理由	本判決のポイント
23	H7.3.28	病院	 窓際の据え付け家具などにのぼる	入院中の患者(71歳)が、病室(六人部屋)の窓から地面に落下し、頭蓋骨骨折等により死亡した。 病室の窓は地面から10m余りの高さがあったが、被害者が寝ていたベッド(上半身部分を斜めに起き上がらせることができた)は窓枠の下に縦方向を壁に接着して配置されており、ベッドの窓側の手すりも取りはずしてあり、窓にも格子や手すりは取り付けられていなかった。	病院側(建物所有者)に瑕疵あり。 ※過失相殺なし。	○病院では患者の生命、身体确保安全に係る義務があり、本件のように足の不自由な入院患者の場合、使用するベッドは、窓から離して配置するか、窓に接して配置する場合には窓やベッドに手摺りを設置する等の物的設備の安全に配慮し、窓の外に転落する事故を防止すべき義務がある ○本件では、病院は、被害者が足の不自由な状態で入院しているにもかかわらず、上記義務を怠り、本件ベッドをこれと高低差があまりない窓の下に接して配置し、ベッドにも窓にも手すりを設置していなかった	事故が起きた病院の病室は、家具の配置や手摺りの設置等により通常備えるべき安全性を欠いており、工作物の設置・保存の瑕疵があった。
24	H24.2.10	学校	 人の立ち入り想定される高所	中学校の休み時間にグラウンド内の高さ155cmの掲揚台の上にいる1年生が1歩後ろに下がり落下して頭部を強打して死亡した。	学校側に瑕疵あり。 ※過失相殺5割。	○中学校に入学したばかりの生徒が本件掲揚台の上で遊ぶこと、その場合にバランスを崩すなどして転落する可能性があることは、十分に予測することができた ○本件掲揚台の上で遊んでいた生徒が転落した場合には、頭部を打って重大な事故が生じるおそれも十分にあった ○本件転落事故を防止するためには、本件掲揚台に柵を設置するなどの事故防止措置を執るべきであったところ、学校は、本件事故当時、何ら事故防止措置を執っていなかった ○被害者の年齢(13歳)から、危険を回避するための適応力がある程度は備えていた	転落等の危険があること、転落すれば重大な事故が生じる危険があることが予測可能であれば、転落防止措置を講じていない場合には工作物の設置保存に瑕疵があると評価される。